

第60号議案

調停の申立て等について

次のとおり調停の申立て等をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月25日提出

蒲郡市長 鈴木 寿明

1 当事者

申立人 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市

代表者 蒲郡市長 鈴木 寿明

相手方 東京都江東区潮見二丁目1番22号
株式会社久米設計

代表取締役 能口 卓也

東京都中央区京橋二丁目16番1号
清水建設株式会社

代表取締役 新村 達也

2 申立ての趣旨

- (1) 相手方らは、申立人に対し、連帯して、市庁舎新館減築工事等設計業務委託に係る費用、金34,360,000円の金員を支払え。
- (2) 調停の申立てに係る費用は、相手方らの負担とする。

3 調停の方針

- (1) 弁護士を申立人代理人と定める。
- (2) この調停の結果必要がある場合は、本案訴訟を提起する。

提案理由

昭和55年2月4日に竣工した市庁舎新館が建築基準法（昭和25年法律第

201号) 第56条の2に規定する日影による中高層の建築物の高さの制限に抵触していることについて、市庁舎新館建設工事の関係事業者に対し、当該建設工事に係る瑕疵担保責任及び不法行為責任に応じた損害賠償の履行を求める調停を申し立てるため提案する。